第2回(通算58回目)佐久市都市計画審議会会議次第

日 時:令和7年1月15日(水)

14時00分から

場 所: 佐久消防署3階 講堂

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
- (1)議事録署名委員の指名
- (2) 事務報告
 - ①傍聴者報告
 - ②前回(通算57回目)議案の処理状況等報告【議決事項なし】
- (3) 議案審議

第一号議案 佐久都市計画下水道の変更(案)について 【資料1】

- (4) その他
- 4 閉 会

第2回(通算58回目)

佐久市都市計画審議会資料

令和7年1月15日

第一号議案

佐久都市計画下水道の変更(案)について

佐久都市計画下水道

(佐久市決定)

計画書

令和6年度

佐 久 市

佐久都市計画下水道の変更(佐久市決定)

都市計画佐久市公共下水道を次のように変更する。

下水道の名称 佐久市公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

3. 下水管渠

内 訳	位 置			考
内 訳	起点	終点	備	与
(1) 汚水				
岩村田・中込原幹線	佐久市中込字坂下	佐久市猿久保字仲田		
臼田・中込幹線	佐久市中込字向田	佐久市中込字久保		
臼田・野沢幹線	佐久市中込字久保	佐久市跡部字下川原		
放 流 渠	佐久市今井字前田	佐久市今井字川原田		

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備考
野沢中継ポンプ場	佐久市跡部字下川原地内	約 1,300m ²
中込原中継ポンプ場	佐久市猿久保字仲田地内	約 800m²
佐久市下水道管理センター	佐久市中込字向田, 杉の木及び 今井字川原田地内	約 45,000 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

今回の変更は、農業集落排水事業として生活排水処理をしてきた常和地区、大型合併浄化槽により集合処理をしてきた地区を公共下水道に編入するとともに、計画区域周辺の新設家屋等がある区域の追加を行い、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るため都市計画下水道の変更を行うものであります。

変 更 理 由 書

佐久都市計画下水道は、昭和 48 年 10 月に佐久地区、臼田地区の用途地域を中心とした 1,094ha を排水区域に定め、都市計画決定を行い公共下水道事業として整備を進め、昭和 57 年 8 月に佐久市下水道管理センターが供用を開始した。

その後、市街地の進展や土地利用の動向を踏まえ、7回の排水区域の拡大を行い平成20年12月に2,177haとした。さらに、施設の老朽化、人口減少を背景とした汚水処理施設の効率化・再編を踏まえ平成25年2月に公共下水道に統合することが経済的に優位である農業集落排水事業【常田地区】、【塚原地区】、コミニティ・プラント事業【駒場地区】、【瀬戸地区】、平成27年6月に農業集落排水事業【桜井地区】、【田口本村地区】を公共下水道に編入等を行った。平成30年3月に佐久都市計画用途地域の変更に伴い、用途地域に決定された佐久平駅南側の区域および、臼田地区の学校建設予定地を佐久都市計画下水道へ追加し、排水区域を2,388haとした。

現在、令和 5 年度末における佐久都市計画下水道【佐久処理区】の整備面積は、約 2,177ha となっている。

一方、市街地周辺部の生活環境の改善として、平成元年の農業集落排水処理施設整備から始まり、それぞれの汚水処理施設の特徴を活かし、地域の実情に応じた汚水処理手法により整備を進めた結果、令和5年度末には佐久市の汚水処理人口普及率は99.2%となった。

しかしながら、汚水処理施設の整備から一定の期間が経過し、処理施設の老朽化により改築・更新が必要なこと、人口減少や少子高齢化を背景に、処理能力に余裕が生じてきたことなどから、汚水処理施設の効率化、再編が急務となっている。

このため、令和4年度に長野県生活排水処理構想(2022改定版)(都道府県構想)を 策定するに当たり、計画処理人口や汚水量等の規模等を予測し、整備した下水道施設や 農業集落排水施設等の位置及び施設の機能状況等を把握し、地域特性や経済性等を考慮 してより効率的で効果的な下水道計画の見直しを行った結果、一部の農業集落排水施設 の処理区等について下水道排水区域に編入し、汚水処理施設の効率化を図ることとした。 加えて、大型合併浄化槽により集合処理されている地区の下水道排水区域への編入、 既計画区域周辺の新設家屋等を下水道排水区域へ追加し、健康で文化的な都市生活及び 機能的な都市活動を確保すべく都市計画下水道の変更を行うものとしたい。 今回の拡大区域の概要を以下に示す。

- 1) 処理施設の老朽化した農業集落排水事業の常和地区(約 10ha) を佐久都市計画下水 道へ編入する。
- 2) 現在、大型合併浄化槽により集合処理されているアヴェニュー地区(約 11ha) を 佐久都市計画下水道へ編入する。
- 3) 既計画区域周辺における区域外接続家屋(約 91ha) を佐久都市計画下水道へ追加する。

(今回拡張面積:岩村田地区約 29ha、中込原地区約 20ha、中込地区約 9ha、野沢地区約 18ha、臼田第 1 地区約 8ha、臼田第 2 地区約 7ha、合計約 91ha)

都市計画の策定の経緯の概要 佐久都市計画下水道の変更

事項	時 期	備考
地 元 説 明	別紙による	
長野県知事事前協議	令和6年8月26日(月)	
長野県知事事前協議回答	令和6年9月10日(火)	
公聴会開催の公告	令和6年10月15日(火)	令和6年10月掲載
素案の閲覧	令和6年10月16日(水) 令和6年10月29日(火)	閲覧者 4名
公 聴 会	令和6年11月13日(水)	公述人 0名中止
佐久市都市計画審議会	令和6年11月20日(水)	
長野県知事への協議	令和6年12月9日(月)	
計画案の公告	令和6年12月9日(月)	令和6年12月掲載
計画案の縦覧	令和6年12月10日(火) 令和6年12月23日(月)	意見書提出 0件
長野県知事協議回答	令和7年1月上旬	
佐久市都市計画審議会	令和7年1月15日(水)	
都市計画決定告示	令和7年1月下旬	以下、予定

別紙

地元説明

[常和農集]

R4.12.22 地元区長へ統廃合について説明

R5.2.1 地元区長と区民への周知方法について協議

R5.3.16 回覧にて住民に周知

R5.10~R6.2 関係住民と権利確認作業を行う

[アヴェニュー区]

H29. 2. 28 アヴェニュー区住民説明会開催

R1.6.5 全区民より下水道接続要望書が提出される

[区域外接続]

公共下水道接続協議の際、関係者の了解を得ているため説明会は行わない。

新旧対照表

新

1.下水道の名称

名 称	備考
佐久市公共下水道	

2. 排水区域

「区域は総括図表示のとおり」

3. 下水管渠

rh ==	位	置	
内 訳	起点	終点	備 考
岩村田・中込原幹線	佐久市中込字坂下	佐久市猿久保字仲田	
臼田・中込幹線	佐久市中込字向田	佐久市中込字久保	
臼田・野沢幹線	佐久市中込字久保	佐久市跡部字下川原	
放 流 渠	佐久市今井字前田	佐久市今井字川原田	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備考
野沢中継ポンプ場	佐久市跡部字下川原地内	約 1,300m²
中込原中継ポンプ場	佐久市猿久保字仲田地内	約 800m²
佐久市下水道管理センター	佐久市中込字向田, 杉の木 及び今井字川原田地内	約 45,000 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

旧

1.下水道の名称

名 称	備考
佐久市公共下水道	

2. 排水区域

「区域は総括図表示のとおり」

3. 下水管渠

th ⇒11	位	置	/ 世
内 訳	起点	終点	備 考
岩村田・中込原幹線	佐久市中込字坂下	佐久市猿久保字仲田	
臼田・中込幹線	佐久市中込字向田	佐久市中込字久保	
臼田・野沢幹線	佐久市中込字久保	佐久市跡部字下川原	
放 流 渠	佐久市今井字前田	佐久市今井字川原田	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備考
野沢中継ポンプ場	佐久市跡部字下川原地内	約 1,300m ²
中込原中継ポンプ場	佐久市猿久保字仲田地内	約 800 m ²
佐久市下水道管理センター	佐久市中込字向田, 杉の木 及び今井字川原田地内	約 45,000 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

佐久都市計画下水道の計画策定経緯

都市計画決定 (変更) の経緯

項目	区 分	告示年月日	処理面積	変更内容
	当 初	S. 48. 10. 01 第 564 号	1,094ha	
	第1回変更	S. 56. 9. 28 第 691 号	1,094ha	処理場用地拡張
	第2回変更	S. 59. 7. 2第502号	1,368ha	区域拡大、幹線ルート変更
	第3回変更	S. 62. 1. 8第 7号	1,384ha	区域拡大、幹線ルート変更
都	第4回変更	H. 3.10. 3第663号	1,506ha	区域拡大、幹線ルート変更
都市計画決定	第5回変更	H. 7. 7. 3第516号	1,935ha	区域拡大、幹線ルート変更
画	第6回変更	H. 11. 12. 9第669号	2,061ha	区域拡大
定	第7回変更	H. 15. 3. 6第128号	2, 118ha	区域拡大
	第8回変更	H. 20. 12. 17 第 127 号	2, 177ha	区域拡大
	第9回変更	H. 25. 2.25 第 23 号	2, 301ha	区域拡大
	第 10 回変更	H. 27. 6. 2第 87号	2, 362ha	区域拡大
	第 11 回変更	H. 30. 3. 1第152号	2, 388ha	区域拡大

都市計画法事業認可(変更)の経緯

項目	区 分	告示年。	月日	処理面積	主な変更内容
	当 初	S. 49. 3. 11	第 133 号	137ha	
	第1回変更	S. 54. 3. 29	第 265 号	137ha	期間延伸
	第2回変更	S. 57. 2. 18	第101号	137ha	期間延伸、処理場用地拡大
	第3回変更	S. 59. 12. 20	第849号	333ha	期間延伸、区域の拡大
.1 217	第4回変更	S. 62. 3. 16	第 187 号	378ha	期間延伸、区域の拡大
都市計画法事業認可	第5回変更	Н. 1. 3.13	第 207 号	664ha	期間延伸、区域の拡大
計画	第6回変更	Н. 4. 6.22	第 452 号	994ha	期間延伸、区域の拡大
法	第7回変更	Н. 7.11.09	第809号	1, 395ha	期間延伸、区域の拡大
事業	第8回変更	Н. 12. 5. 15	第 315 号	1, 693ha	期間延伸、区域の拡大
認可	第9回変更	H. 15. 4. 3	第231号	2, 118ha	期間延伸、区域の拡大
l ⊢1	第 10 回変更	H. 21. 4. 27	第 2061 号	2, 153ha	期間延伸、区域の拡大
	第 11 回変更	Н. 25. 3. 15	第 153 号	2, 277ha	期間延伸、区域の拡大
	第 12 回変更	Н. 27. 7. 30	第 355 号	2, 338ha	期間延伸、区域の拡大
	第 13 回変更	Н. 30. 3. 22	第 241 号	2, 364ha	期間延伸、区域の拡大
	第 14 回変更	R. 6. 3.28	第 178 号	2, 364ha	期間延伸

上位計画との整合について

- 1. 今回協議する都市計画が上位計画と整合していることを以下に示す。
- (1) 佐久圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(長野県指定)

「下水道及び河川の都市計画の決定の方針」において、「既存の農業集落排水施設は、下水道への統廃合や広域的・一体的な管理等により、効率的な管理運営を図る。」と記載されている。 さらに、佐久都市計画区域では、「佐久市においては、経営の効率化に向けて処理施設の統廃合を推進する。(汚水)」と記載されている。

以上のことから、今回の区域拡大は、経営の効率化に向けた処理施設の統廃合により区域 拡大を行うもので、佐久圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と整合している。

(2) 長野県 生活排水処理構想 (2022改訂版) (長野県策定)

佐久市「水循環・資源循環のみち2022」構想(佐久市策定)

佐久市生活排水エリアマップ2022において、「農集(常和処理区)を公共下水道へ統合」と記載されている。

以上のことから、長野県 生活排水処理構想(2022改訂版)水循環・資源循環のみち2 022構想と整合している

- 2. 今回協議する都市計画がその他参考となる計画と整合していることを以下に示す。
- (1) 佐久市都市計画マスタープラン(佐久市策定)

「下水道整備の方針」において、「公共下水道などの区域外においては、農業集落排水などの整備が完了していることから、施設の維持管理に努めるとともに、経費削減のために施設の統廃合を推進します。」と記載されている。

以上のことから、佐久市都市計画マスタープランと整合している。

(2) 第二次佐久市総合計画 後期基本計画(佐久市策定)

「第5章快適な暮らしを創る環境豊かなまちづくり」「下水道」において、生活排水処理 の効率化や合理化を図るため、第2期統廃合計画を策定し、農業集落排水処理施設、コミュ ニティ・プラントの統廃合を実施します。と記載されている。

以上のことから、第2次佐久市総合計画と整合している。

変更箇所概要

都市計画佐久市公共下水道(区域拡大)箇所別面積一覧(参考)

箇所 No.	地区名称	拡張	面積
1)	岩村田地区	29.0ha	
2	中込原地区	19.6ha	
3	中込地区	9.3ha	
4	中込地区 (アヴェニュー地区)	10.7ha	
(5)	常和(農業集落排水事業区域 中込地区)	10.6ha	
6	野沢地区	18.0ha	
7	臼田第1地区	7.7ha	
8	臼田第2地区	6.8ha	
合 計		111.7ha	約 112ha

都市計画佐久市公共下水道(区域拡大)箇所別理由書

箇所 No.	地区名称	変更理由
⊠-1-①	岩村田地区	既存計画区域に隣接する新設家屋
⊠-1-②	中込原地区	上記図-1-①と同様
⊠-1-3	中込地区	上記図-1-①と同様
⊠-1-④ ⊠-2-①	中込地区 (アヴェニュー地 区)	大規模住宅地で、既存計画区域と近接する区域であることから、拡張区域として取り扱う。
図-1-⑤ 図-2-②	常和 (農業集落排水 事業区域)	既存計画区域に近接する区域で、排水施設(接続管きょ施設)設置による一体的管理が効率的であることから、拡張区域として取り扱う。 (財産処分報告書手続) ・市報告書提出日:令和7年1月下旬 ・県報告書提出日:令和7年2月下旬

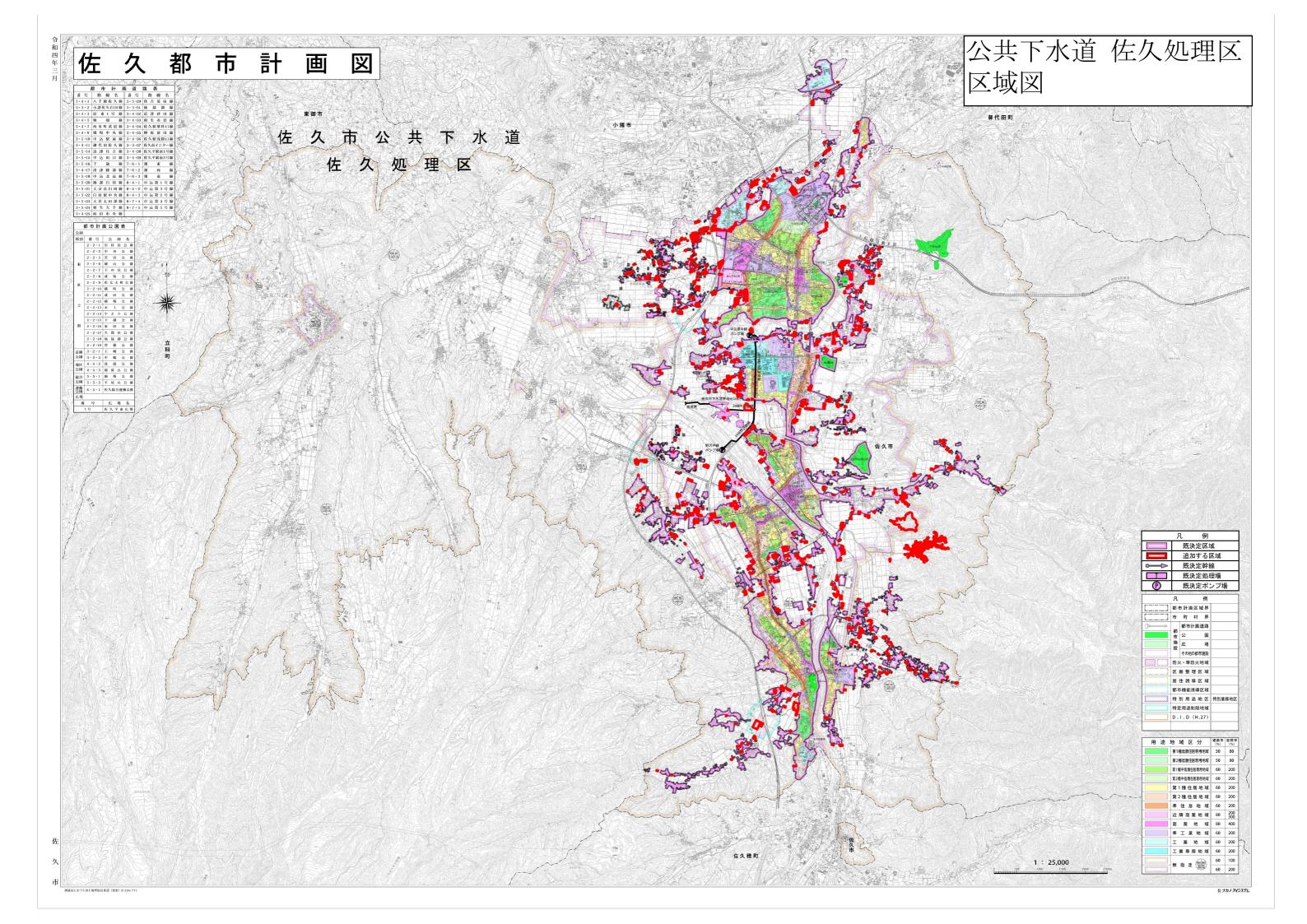
		上記図-1-①と同様
図-1-⑥	野沢地区	
		上記図-1-①と同様
⊠-1-⑦	臼田第1地区	
		上記図-1-①と同様
図-1-⑧	日田第2地区 日田第2地区	
	, ,,,, =	

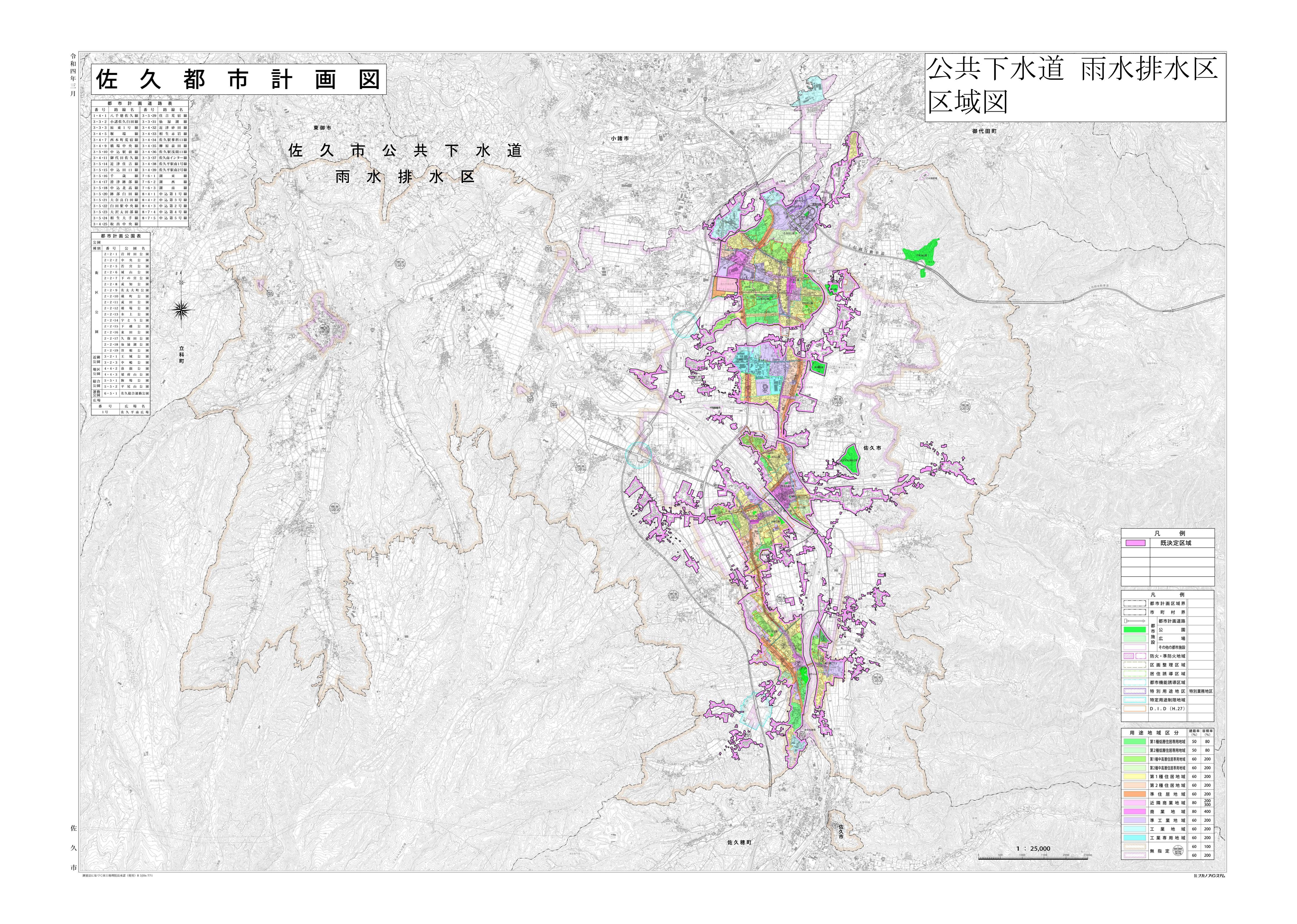
添付図面

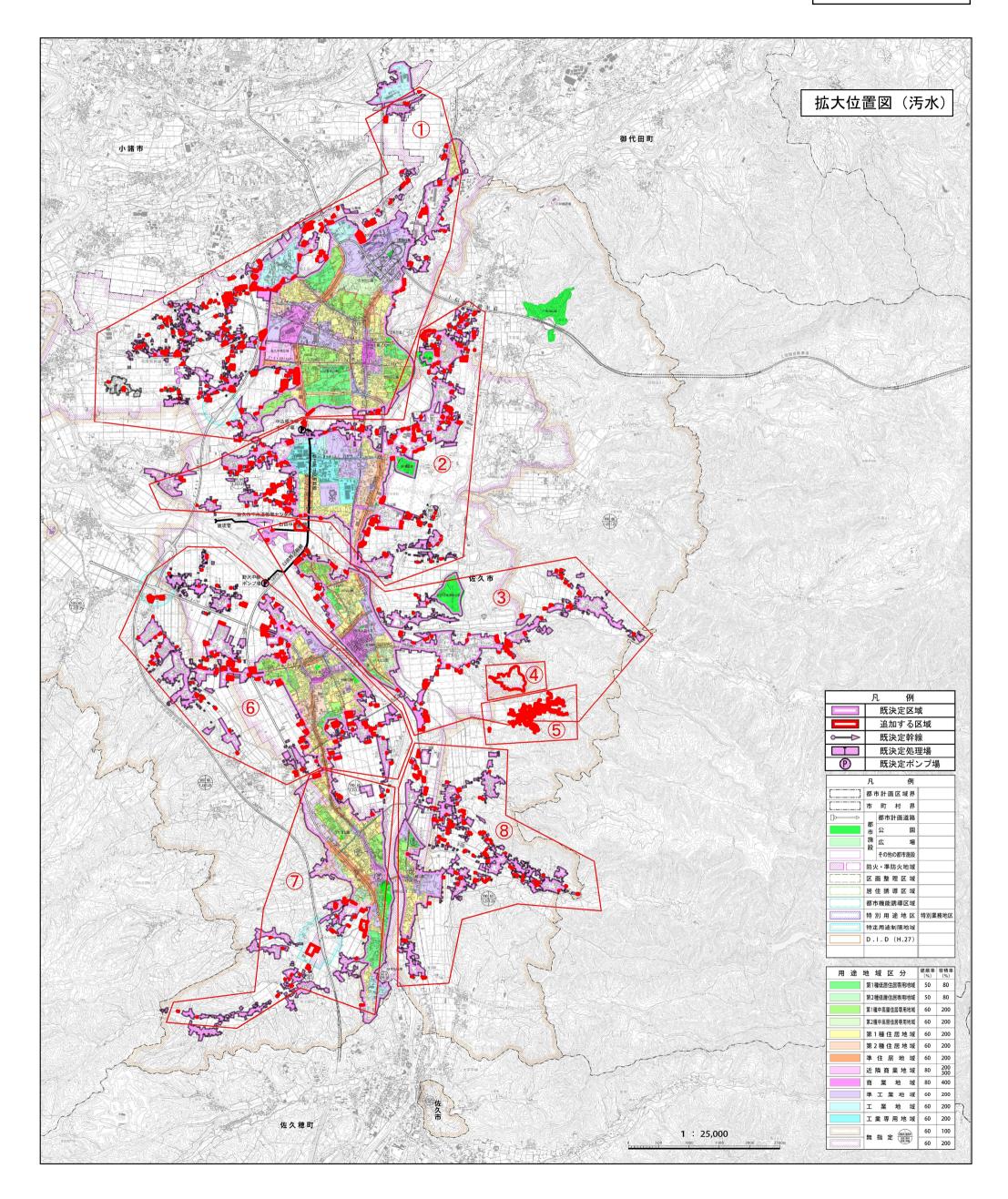
公共下水道 佐久処理区 区域図 公共下水道 雨水排水区 区域図

図-1

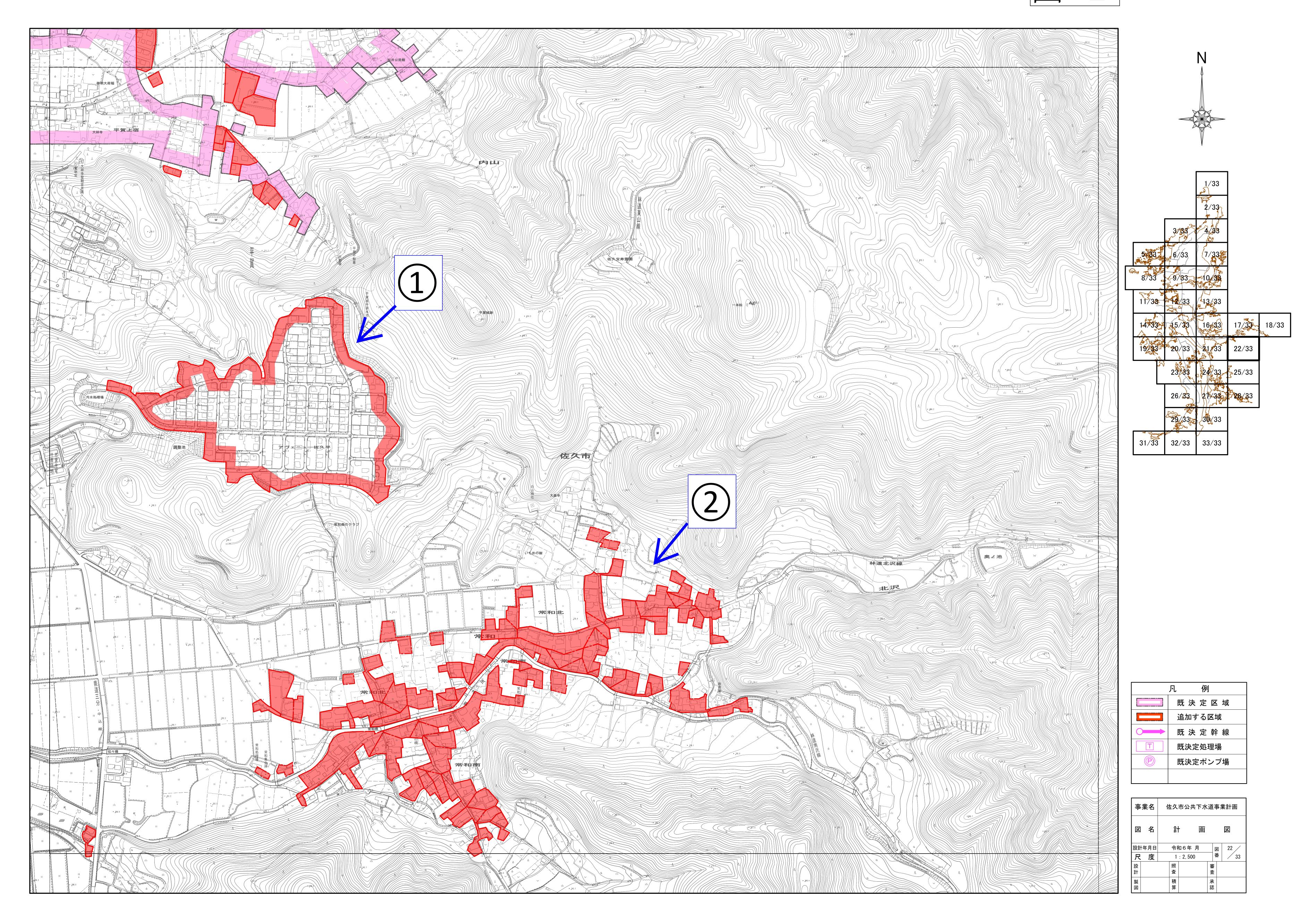
図-2







义 2



公共下水道への接続ルート

説明資料1

